

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学校生徒及び肢体不自由者（3級以上の身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示した遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第6条第2項の規定により組合が定めた区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第11条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法）

第13条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

5 中禅寺湖漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

日光市中宮祠2482番地

中禅寺湖漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、中禅寺湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（ひめます、さくらます・やまめ、びわます（通称ほんます）、にじます・スチールヘッドトラウト、ブラウントラウト、レイクトラウト、いわな、わかさぎ、うぐい、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第9条に定める遊漁料を納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣又は竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 竿釣による遊漁は、岸釣にあっては1人につき竿2本以内、船釣にあっては1隻につき竿4本以内でなければならない。ただし、6月1日から同月30日までの間で組合が定めて公示する期間（以下「特例期間」という。）に、岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線以西で組合が別に定める区域（以下「特例区域」という。）において行う船釣にあっては、1隻につき竿2本以内でなければならない。

3 遊漁者は、船舶を使用しようとするときは、あらかじめ所定の申込書を組合に提出し、その承認を得なければならない。

4 未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒は、船舶を使用して遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第4条 遊漁を行える期間は、4月1日以降組合が定めて公示する解禁日（以下「解禁日」という。）から9月19日までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間に限り、これを行うことができる。

魚 種	期 間
わかさぎ、うぐい及びかじか	解禁日から10月31日まで

（禁止区域等）

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、組合が定めて公示する特例区域における特例期間にあっては、この限りでない。

区 域	期 間
1 岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線以西の中禅寺湖	解禁日から12月31日まで
2 華巖の滝落口から上流の大谷川（通称大尻川）柳沢川・西の湖・外山沢川・ツメタ沢川・観音泉（通称観音水）・清水及び大橋川（通称横川）	同上
3 13番より松ヶ崎を結ぶ線から岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線の区域	9月1日から9月19日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

（キャッチ・アンド・リリース区域の設置）

第6条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種（わかさぎを除く。）	岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側の区域	解禁日から組合が定めて公示する日まで

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁においては、毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。

3 前項の遊漁においては、釣針は、カエシのない釣針以外のものを用いてはならない。

（全長制限）

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下のものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます、さくらます・やまめ、びわます（通称ほんます）、にじます・スチールヘッドトラウト、ブラウントラウト、レイクトラウト及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

（尾数制限）

第8条 遊漁者は、1日30尾を超えて、ます類を採捕してはならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第9条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

期 間	種 別	漁具及び漁法	魚 種	区 域	遊漁料	附加料金
解禁日から9月19日まで	1 日釣券	船釣	全魚種	岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側	3,150円	900円

				の区域		
	2 日釣券	岸釣	同上	同上	2,100円	600円
	3 半日釣券	船釣	同上	同上	2,100円	600円
	4 12回回数券	船釣	同上	同上	31,500円	—
	5 12回回数券	岸釣	同上	同上	21,000円	—
	6 中学生日釣券	岸釣	同上	同上	520円	100円
	7 日釣券	手釣又は竿釣	雑魚	同上	1,050円	300円
	8 中学生日釣券	手釣又は竿釣	同上	同上	無料	—
9月20日から10月31日まで	1 日釣券	手釣又は竿釣	同上	指定区域	1,050円	300円
	2 中学生日釣券	手釣又は竿釣	同上	同上	無料	—
特例期間	1 日釣券	船釣	全魚種	特例区域	3,670円	1,050円
	2 日釣券	岸釣	同上	同上	3,150円	900円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、わかさぎ、うぐい及びかじかをいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

3 特例期間及び特例区域については、その都度組合事務所に公示するものとする。

4 指定区域とは、岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側の湖面を指す。ただし、9月1日以降13番と松ヶ崎を結ぶ線から西側の湖面を禁漁とする。

2 前項の規定にかかわらず、9月19日の遊漁料は無料とし、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
肢体不自由者（3級以上の身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第11条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、撒き餌、寄せ餌、中禅寺湖に棲息する魚類以外の魚類の持ち込み等漁場環境、水質環境、自然環境等を悪化させる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、第5条に規定する区域において、湖底又は川底をかくはんしてはならない。

4 遊漁者は、船舶を使用する場合にあっては、救命胴衣等安全装備品を着装しなければならない。

5 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第12条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章又は帽子を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法等）

第14条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市佐下部144番地2
今北漁業協同組合
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第9号
- 3 遊漁規則施行の日
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、今北漁業協同組合及び栃木県鬼怒川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、うぐい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣、ルアー及びフライ以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、いわな、うぐい及びうなぎ	3月21日以降組合が定めて公示する日から9月19日まで
かじか	4月1日から9月19日まで
にじます	3月21日以降組合が定めて公示する日から9月19日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
砥川大滝平地先大滝橋から上流の砥川、シャジ沢川、ハタノ沢川、花菱沢川及びネベ沢川	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

種 別	区 域	魚 種	遊漁料	附加料金
年間券	特別漁場を除く区域	全魚種	4,500円	500円
		雑魚	1,000円	200円
日釣券	特別漁場を除く区域	全魚種	1,500円	500円
		雑魚	300円	100円
特別漁場日釣券	特別漁場（日光市小百地先小沢入沢川合流点から上下流各300メートルの区域の小百川）	全魚種	3,000円	—

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりさ

くらます・やまめ、いわな及びにじますを除いた魚種をいう。

2 特別漁場において遊漁をできる期間は、3月1日から11月30日までとする。

3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学校生徒及び肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、漁場区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場監視員）

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場監視員を指名することができる。

2 漁場監視員は、別に定める漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法）

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

7 おじか・きぬ漁業協同組合内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

日光市鬼怒川温泉大原1331番地6

おじか・きぬ漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第10号及び内共第11号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、おじか・きぬ漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第10号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、うぐい、ふな、こい及びかじかを、内共第11号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第8条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣又は徒手以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月第1日曜日から10月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間
さくらます・やまめ及びいわな	3月21日から9月19日まで
かじか	5月1日から11月30日まで
こい及びふな	3月21日から10月31日まで
にじます	3月21日から10月31日まで（特別漁場にあつては、3月21日から11月30日まで）
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種（あゆを除く。）	五十里湖上流男鹿川貯砂ダム（地蔵岩えん堤）から芹沢橋に至る区域	3月21日から9月19日まで
	小網ダム上流100メートルの地点から川治ダムに至る鬼怒川の区域及び五十里ダムに至る男鹿川の第4床止までの区域	3月21日から10月31日まで

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) 毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。
- (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
- (3) ピク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んでではない。

(禁止区域等)

第6条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域		期 間
鬼怒川	日光市藤原字小網小網ダム堰堤の上下流各100メートルの区域	1月1日から12月31日まで
男鹿川	五十里ダムから上流の全域（五十里湖を含む。）	9月20日から翌年3月20日まで（わかさぎの採捕を除く。）

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊漁料	附加料金
年間券	全魚種	手釣及び竿釣	特別漁場を除く区域	1年	8,000円	—
	あゆ	手釣及び竿釣	特別漁場を除く区域	1年	5,000円	—
	雑魚	手釣及び竿釣	特別漁場を除く区域	1年	5,000円	—

日釣券	あゆ	手釣及び竿釣	特別漁場を除く区域	1日	2,000円	500円
	雑魚	手釣及び竿釣	特別漁場を除く区域	1日	1,000円	300円
期間券	雑魚	手釣及び竿釣	特別漁場を除く区域	3日間	2,000円	500円
特別漁場日釣券	雑魚	手釣及び竿釣	入山沢川及び中の沢川の合流点から上流養魚池取水口に至る入山沢川の区域	1日	2,500円	—

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）及び70歳以上の者	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証（年間券）の有効期限は、翌年の3月20日までとする。

5 遊漁承認証の再発行は、行わない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、鬼怒川及び男鹿川の全ての区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第11条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する胸章又は腕章を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法等）

第13条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

8 湯西川漁業協同組合内共12号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

日光市湯西川709番地

湯西川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、湯西川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、うぐい、ふな、こい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ及びうぐい	4月第1日曜日から9月19日まで
かじか	4月第1日曜日から9月19日まで
こい及びふな	6月1日から9月19日まで

(禁止区域等)

第5条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	1年	3,000円	300円
	1日	1,000円	300円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学校生徒及び肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ又はにじますの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、漁場区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

9 栗山漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

日光市日蔭585番地
栗山漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第13号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栗山漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、ふな、こい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、にじます、いわな及びかじか	4月第1日曜日から9月19日まで
こい、ふな及びわかさぎ	6月1日から10月31日まで及び2月16日から4月30日まで

(禁止区域等)

第5条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料及び納付の方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
-----	-----	-------	---------

全魚種	1年	3,000円	500円
	1日	1,000円	200円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学校生徒及び肢体不自由者（身体障害者手帳を掲示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁者は、漁場指導員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁承認証の再交付は、行わない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条に定める区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する腕章、ネームプレート等を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法）

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

10 川俣湖漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

日光市川俣821番地

川俣湖漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第14号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、川俣湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（ひめます、さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、ふな、こい及びかじ

かをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者(以下「遊漁者」という。)は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣(スプーン釣を含む。)以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 使用できる漁具の数は1人1組とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に定める期間内であれば、これをしてはならない。

魚 種	期 間
ひめます、さくらます・やまめ、にじます及びいわな	4月第1日曜日から9月19日まで
かじか	4月第1日曜日から9月19日まで
こい及びふな	6月1日から10月31日まで
わかさぎ	4月第1日曜日から10月31日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
1 熊野沢第1砂防ダムから下流川俣湖流入点に至る区域	1月1日から12月31日まで。ただし、組合が定めて公示する区域及び期間を除く。
2 鬼怒川本流下ノ沢合流点から下流川俣湖流入点に至る区域	同上
3 鬼怒川本流奥鬼怒第5砂防ダム(オロオソロシ沢合流直下)より上流の全域	同上
4 無砂谷沢第1砂防ダムから下流川俣湖流入点に至る区域	同上
5 馬坂沢第1砂防ダムから下流川俣湖流入点に至る区域	同上
6 川俣ダムサイトから上流350メートルの区域	同上

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます、さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	種 別	漁 具 及 び 漁 法	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	年間券	竿釣(スプーン釣を含む。)	3,000円	200円
全魚種	日釣券	1 竿釣(スプーン釣を除く。)	1,000円	200円
		2 竿釣(スプーン釣を含む。)	1,500円	200円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学校生徒及び肢体不自由者(身体障害者手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな、ひめます又はこいの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条に規定する禁止区域において、湖底又は川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

11 栃木県下都賀漁業協同組合内共第16号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

小山市大字立木1478番地6

栃木県下都賀漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第16号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県下都賀漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第16号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、そうぎょ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣、さで網、投網、追込網、四手網、やす突、掛釣（引掛を除く。）又は釜以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 遊漁者は、こいを採捕しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、手釣、竿釣、さで網、投網、追込網、四手網、やす突又は釜以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間内でなければ、これを用いてはならない。

漁 具 及 び 漁 法	区 域	期 間
毛ばり	全ての区域	組合が定めて公示する あゆ解禁日から翌年3 月15日まで
投網、追込網、四手 網、さで網及びオラン ダ釣（オランダばりに 類する着色ばりを使用 する場合を含む。）	渡良瀬川（谷田川を除く遊水池を含む。）、思川（小 山市大字網戸地先網戸橋から下流の区域）、姿川（下 野市細谷地先細谷堰から上流の区域）、与良川、巴波 川、永野川（栃木市大平町蔵井地先野田堰から下流の 区域）、柚井木川、赤津川、出流川及び江川	1月1日から12月31日 まで
	上記を除く区域	組合が定めて公示する あゆ解禁日の午前8時 から翌年3月15日まで
掛釣（引掛を除く。）	渡良瀬川（谷田川を除く遊水池を含む。）、思川（小 山市大字網戸地先網戸橋から下流の区域）、姿川（下 野市細谷地先細谷堰から上流の区域）、与良川、巴 波川、永野川（栃木市大平町蔵井地先野田堰から下流 の区域）、柚井木川、赤津川、出流川及び江川	1月1日から12月31日 まで
	上記を除く区域	うぐいを除く遊漁に あつては、組合が定め て公示するあゆ解禁日 の午前8時から11月30 日まで。うぐいの遊漁 にあつては、3月1日 から4月30日まで
やす突	漁場区域全域	組合が定めて公示する あゆ解禁日の午前8時 から翌年3月15日まで

4 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、餌釣、友釣、どぶ釣、オランダ釣及び毛ばり釣以外の漁具及び漁法により、遊漁をしてはならない。

	区 域	期 間
思川	1 小山市粟の宮大橋（通称間中橋）から下流200メートルの区域	1月1日から12月31日 まで（毛ばり釣にあつ ては、組合が定めて公 示するあゆ解禁日から 翌年3月15日まで）
	2 小山市大字渋井地先島田橋から上流両毛線鉄橋に至る区域	同上
	3 小山市喜沢地内土地改良区用水取水口護床から下流400メートルの区域	同上
	4 小山市観晃橋から下流石の上橋に至る区域	組合が定めて公示する あゆ解禁日から8月31 日まで
	5 栃木市大光寺橋から下流姿川合流点に至る区域	同上
姿川	1 下野市川中子宮前堰から上流川西堰に至る区域	1月1日から12月31日 まで（毛ばり釣にあつ ては、組合が定めて公 示するあゆ解禁日から 翌年3月15日まで）
	2 下野市上台東田橋から下流細谷橋下流50メートルの区域	同上
	3 下都賀郡壬生町大字安塚長田堰の上流100メートル下流100メートルの区域	同上

黒川	1 下都賀郡壬生町表町飯塚堰から上流御成橋に至る区域	同上
	2 下都賀郡壬生町東雲橋から下流東武宇都宮線鉄橋に至る区域	同上
巴波川	小山市大字寒川地先永野川合流点から下流昇明橋に至る区域	同上
永野川	1 栃木市大平町伯仲伯楽橋から上流200メートル下流100メートルの区域	同上
	2 栃木市大平町皆川野田堰から上流400メートルの区域	同上
赤津川	栃木市泉川町菌部用水堰から上流泉橋に至る区域	同上
江川	栃木市藤岡町赤麻東赤麻橋から上流100メートル下流100メートルの区域	同上

5 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間中、餌釣以外の漁具及び漁法により、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
渡良瀬遊水池第1調整池内渡良瀬第1貯水池	下宮橋から東谷中橋へ通じる道路の北側であって同道路から分岐し西谷中橋へ通じる道路の東側である区域（通称谷中区域）	1月1日から12月31日まで

6 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄の期間中、餌釣、ルアー釣及び毛ばり釣以外の漁具及び漁法により、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
思川	小山市大字飯塚字老沼の旧河川（なら山沼）	1月1日から12月31日まで

7 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの
追込網	間口径1.5メートル未満
四手網	間口径2メートル未満、1人2組以内
リール式竿釣	1人2本以内
釜	釜に付着使用又は施設する袖、通堤類が各1メートル未満のもの、1人30個まで
あゆ友釣	はりすの長さがおとりの鼻孔から40センチメートル未満のもの

8 あゆの友釣にルアーを使用してはならない。

9 あゆを餌釣、オランダ釣及びこれに類する漁法によって採捕してはならない。

10 あゆを採捕しようとする場合においては、撒き餌（寄せ餌）を使用してはならない。

11 雑魚（うぐい及びおいかわをいう。）を採捕しようとする場合においては、付け餌及び撒き餌（寄せ餌）にアミ類及びエビ類（これらの粉末及び抽出物を含む。）を使用してはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ及びいわな	3月21日から9月19日まで
あゆ	組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年2月末日まで （埼玉県区域においては組合が定めて公示するあゆ解禁日から12月31日まで）
そうぎょ	7月20日から翌年5月19日まで
かじか	4月1日から11月末日まで

（禁止区域等）

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域		期 間
思川	栃木市大光寺町美田東部頭首工上流100メートルの地点から下流大光寺橋に至る区域	1月1日から12月31日まで
渡良瀬遊水池第1調整池内渡良瀬第1貯水池	下宮橋から東谷中橋へ通じる道路の北側であって同道路から分岐し西谷中橋へ通じる道路の西側である区域（通称北湖区域）	1月1日から12月31日まで
巴波川	栃木市両毛線鉄橋下流端から上流栃木市小平町	1月1日から12月31日まで

原の橋までの区域

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル
そうぎよ	60センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	25センチメートル (埼玉県区域においては26センチメートル)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

種 別	遊 漁 料	附加料金	漁 具 及 び 漁 法	魚 種	区 域
年間1等	12,000円	—	手釣、竿釣、投網、掛釣(引掛を除く。)、やす突、追込網、四手網及び筌	全魚種	特別漁場を除く区域
年間2等	10,000円	—	手釣、竿釣、掛釣(引掛を除く。)及びやす突	同上	同上
年間3等	5,000円(中学校及び高等学校の生徒にあっては、2,000円)	—	手釣及び竿釣	あゆを除く全魚種	同上
1日券(A)	2,700円	500円	手釣、竿釣、投網、掛釣(引掛を除く。)、やす突、追込網、四手網及び筌	全魚種	同上
1日券(B)	2,200円	500円	手釣、竿釣、掛釣(引掛を除く。)及びやす突	同上	同上
日釣券	400円	100円	手釣及び竿釣	あゆを除く全魚種	同上
なら山沼特別漁場1日券	3,800円	—	竿釣	全魚種	特別漁場(第3条第6項に掲げる区域)

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、なら山沼特別漁場1日券を除き、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
肢体不自由者(身体障害者手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな、ふな又はこいの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付を受けようとする者は、当該遊漁料の額の半額を納付しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、第5条に定める区域において、川底をかくはんしてはならない。
- 3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に行う者として、漁場指導員を指名することができる。

- 2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合がこの規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所及び市町村各組合支部に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

12 永野川漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市下永野1382番地1
永野川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第17号
- 3 遊漁規則施行の日
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、永野川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第17号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣、投網、やす突又は引掛以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 遊漁者は、さくらます・やまめ又はいわなを採捕しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、手釣又は竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 3 遊漁に使用する投網は、網目こま1センチメートルを超えるものでなければならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する解禁日から9月19日まで
かじか	4月1日から11月30日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法を用いてする遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

漁 具 及 び 漁 法	区 域	期 間